

知的障害のある人の地域移行に関する法的課題(2)**—津久井やまゆり園利用者の地域移行の事例から考える—**

○東京都立大学 矢嶋 里絵(会員番号 9324)

愛媛大学 鈴木 静(会員番号 3349)

キーワード 3 つ: 障害のある人の人権、津久井やまゆり園殺傷事件、地域移行

1. 研究目的

われわれは、2016年に発生した津久井やまゆり園殺傷事件(以下、同事件と略す)を契機として、知的障害のある人の人権を保障するための法的課題を明らかにし、その克服を目指す調査研究を進めている(注)。同事件以降、神奈川県は津久井やまゆり園再生基本構想(2017年10月)に基づき、2021年に津久井やまゆり園の施設再建を行うとともに、意思決定支援の実施と地域移行を進めている。だが2023年6月現在、地域移行した利用者は若干名に過ぎない。全国的に、知的障害とりわけ強度行動障害のある成人の地域移行は、それを実現するための制度、人材、周囲の理解等の課題を多く抱えている。津久井やまゆり園利用者も、その実現への模索が続いている。

上記の問題意識から、同事件を契機に進む地域生活支援の現状と法的課題について報告を行う。鈴木報告では、同事件を人権および法的観点から検討する意義を確認し、国および神奈川県の動きを考察し、地域移行を実現するための法的課題を提示する。これを受けて本報告では、地域移行を行った津久井やまゆり園利用者Aの事例を取り上げ、地域移行を可能にする諸条件を、Aの家族への聞き取り調査をもとに分析していく。

2. 研究の視点および方法

質的調査の手法をとる。具体的には、地域移行を行ったAの家族に対し、半構造化されたインタビュー手法によるデータ収集を行った。考察では、トランスクリプトを整理し分析する。

3. 倫理的配慮

東京都立大学南大沢キャンパス研究倫理委員会の承認を得ている(H3-52、H4-132)。対象者には、聞き取り開始時に調査趣旨を説明した上で、実施について承諾を得ている。聞き取りに際しては承諾を得た上で録音を行い、内容の確認をいただき公表の許可を得ている。研究の公表については、共同研究者の承諾を得ている。本発表に関連して、開示すべきCOIはない。

4. 研究結果

「地域移行の経緯」では、地域移行に至る状況、地域移行のプロセスにおける本人・家族の考え方の変化、地域生活を支える基盤整備の不足、意思決定支援の前提となる体験を重ねる日常生活の不在等の問題が明らかになった。「現在の生活」は、①施設生活で味わった「閉塞感」や「窮

屈さ」から A が解放され「リラックス」できている、②家族および介護者が A の言葉のみによらない気持ちの汲み取りを大切にしている、③Aおよび介護者が、近隣との騒音トラブルを解決すべくその方法を模索している、④Aの人となりや生活を紹介する「しんぶん」の配布が地域住民との関係性の広がりにつながっている。「地域移行に伴うAの変化」は、①人との関わりを通して言葉を獲得する、目を見て人と話す、自ら語りかける、②表情が豊かになる、③自傷行為・奇声をあげることがほぼ無くなった、④生活の幅が大きく広がったことである。「地域移行に伴う親の変化」は、「180度変わった」といい、具体的には、Aに前向きになった、安心した、新たな親子関係が構築された(ひとりの人間としてAを尊重する)ことである。「施設のあり方」については、高齢化や障害の重度化が進むなかで施設は必要とする一方、現状の施設には閉塞感や支援体制の不備があるため、地域生活にむけた本人・家族・行政への働きかけが必要としている。

5. 考察

(1)Aの事例は障害のある人の権利条約 19 条が目指すものに近いか。

地域移行によってAの QOL は各段に向上していること、施設の典型的要素(国連「緊急時を含む脱施設化に関するガイドライン」)を回避できていること、社会とのかかわりが広がっていること、文化的豊かさを獲得していること等から、障害のある人の権利条約19条に近い例として評価できるであろう。また、Aの生活は「自己決定的な生活」(Arlene S. Kanter, *The Development of Disability Rights Under International Law: From Charity to Human Rights* 2015年 p.99)に近づいており、その住まいは同19条実施の鍵とされる「サポート付き住宅」(=障害のある人のための分離された住宅プログラムや施設類似の環境ではなく、かれらが一般的な住宅・住宅街で必要なサポート・サービスを受けながらインテグレートされることを想定するもの、同上 p.98)といえる。

(2)Aの事例を普遍化するには何が必要か。

①地域生活に必要な社会資源の全国的整備を公的責任で行うこと、②障害のある人が社会福祉サービスを受けることは権利であるという認識を浸透させることを前提とした上で、とくに家族については、③「移行の取り組みに対する(家族の)否定的態度」の要因を解消すること(鈴木良「知的障害者入所施設A・Bの地域移行に関する親族の態度についての一考察」社会福祉学47-1、2006年 pp.50-56)、④家族を孤立させず支援(人的サービス支援、経済的支援、就労支援、情報保障、家族に対する差別禁止)すること(矢嶋里絵「障がいのある子どもの育児と家族支援」古橋エツ子他編『家族法と社会保障法との交錯』信山社 2014年 pp.424-428)等が求められる。

(注) 本研究は、科学研究費基盤研究(c)課題番号 19K 02212「人権保障の視点から問い直す知的障がい者と家族の自立—やまゆり園事件を契機として—」(矢嶋里絵・井上英夫・金川めぐみ・木下秀雄、鈴木静・田中智子・張秀賢)であり、本報告は、矢嶋里絵・金川めぐみ・鈴木静「津久井やまゆり園利用者の地域移行に関する家族・支援者聞き取り調査報告」東京都立大学人文学報 519-3、2023年をベースにしている。